

## 兵庫県産休・育休代替職員（本庁・神戸地域）登録試験案内

### （重要なお知らせ）

新型コロナウイルスの感染症の状況によっては、試験日や会場、試験内容を変更する可能性があります。変更内容については、兵庫県ホームページ（採用試験のページ）でお知らせしますので、随時ご確認をお願いします。

試験当日は、感染症拡大防止対策を講じた上で実施しますので、4ページに記載の点に十分留意してください。



### ◇受付期間

（郵 送） 令和2年12月25日（金）～令和3年1月15日（金） [必 着]

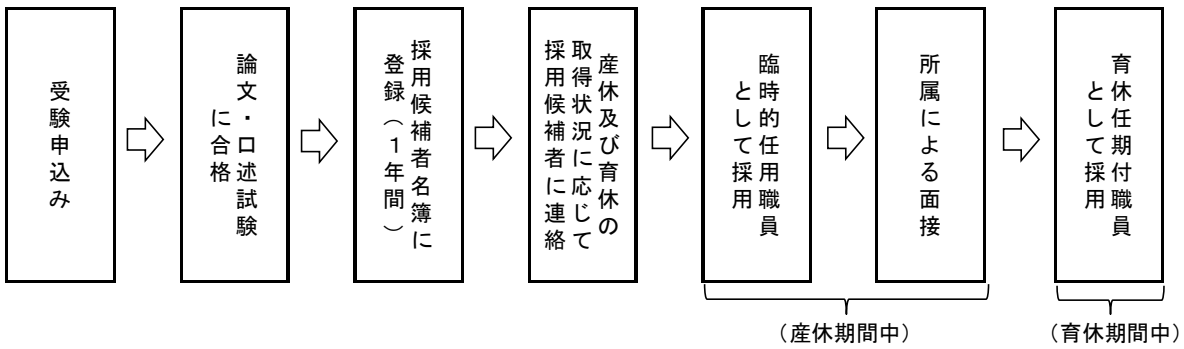
◇試験日 令和3年1月28日（木）

◇勤務場所 兵庫県の本庁舎又は神戸市内の地方機関等

## 1 産休・育休代替職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、本庁又は神戸市内の地方機関で、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（概ね16週間程度）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
- (9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



**2 募集職種・登録予定人員・職務内容**

職 種	登録予定人員	職 務 内 容
一般事務職	5名程度	本庁又は神戸市内の地方機関で行う一般事務
保健師	1名程度	本庁、健康福祉事務所（保健所）などで行う保健指導等の専門的業務
獣医師	2名程度	本庁、健康福祉事務所（保健所）、食肉衛生検査センター、動物愛護センターなどで行う公衆衛生事業など、または本庁、家畜保健衛生所などで行う家畜衛生事業などの専門的業務
農学職	1名程度	本庁、農林（水産）振興事務所、農業改良普及センターなどで行う農業（畜産を含む）の振興に関する専門的業務及び県立農林水産技術総合センターで行う試験研究や技術開発・普及などの専門的業務
林学職	1名程度	本庁、農林（水産）振興事務所などで行う林業の振興や森林の保全整備に関する専門的業務及び県立農林水産技術総合センターで行う試験研究や技術開発・普及などの専門的業務
建築職	1名程度	本庁、土木事務所などで行う建築指導、設計監督などの専門的業務

- (注) 1 登録予定人員は、変更することがあります。  
 2 受験申込は、上の表のうち1職種に限ります。また、申込書受付後の職種変更は認めません。

**3 受験資格**

(1) 次の職種を受験する者は、それぞれの受験資格を有する者に限ります。

職 種	受 験 資 格
保健師	保健師免許を取得している者又は任用日までに取得見込みである者

獣医師	獣医師免許を取得している者又は任用日までに取得見込みである者
農学職	以下いずれかを満たす者 ①大学、高等学校等において農学系、畜産学系の学科を修めて卒業 ②本県農学職類似業務に従事した経験を持つ ③①、②と同等と認められる経験を有する
林学職	以下いずれかを満たす者 ①大学、高等学校等において林学系の学科を修めて卒業 ②本県林学職類似業務に従事した経験を持つ ③①、②と同等と認められる経験を有する
建築職	以下いずれかを満たす者 ①大学、高等学校等において建築系の学科を修めて卒業 ②2級建築士資格を有する ③本県建築職類似業務に従事した経験を持つ ④①～③と同等と認められる経験を有する

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者（一般事務職に限ります）

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

## 4 申込方法及び受付期間

(1) 申込方法

ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。

イ 自己PRカードは必要事項を手書きで記入の上、受験申込書と併せて提出してください。

(受験申込書及び自己PRカードはA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)

ウ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内を郵送しますので、84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。(宛先は、郵便を受け取れる宛先を記載してください。)

※ なお、1月22日(金)を過ぎても案内が届かない場合は、1月25日(月)までに(2)の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。

## (2) 申込先・問い合わせ先

職種	申込先
一般事務職	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企画県民部管理局人事課人事班（兵庫県庁第2号館10階） TEL 078-341-7711（代）（内線2435）
保健師 獣医師	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県社会福祉局社会福祉課総務班（兵庫県庁第1号館4階） TEL 078-341-7711（代）（内線2772）
農学職 林学職	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県農政環境部農政企画局総務課総務企画班（兵庫県庁第1号館6階） TEL 078-341-7711（代）（内線3910）
建築職	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部県土企画局総務課総務企画班（兵庫県庁第1号館10階） TEL 078-341-7711（代）（内線4313）

## 5 選考試験方法

### (1) 論文試験

職員として必要な文章表現力・文章構成力等についての試験を行います。

（出題数1題、60分）

### (2) 口述試験

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。

（一人20分程度）

### (3) 試験日

令和3年1月28日（木）※試験時間は、申込み後、別途お知らせします。

### (4) 試験会場

県立のじぎく会館

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 TEL：078-242-5355

〔申込者多数の場合、上記以外の試験会場になることがあります。  
その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。〕

### 【新型コロナウイルス感染症への対応】

- 1 試験当日は、感染予防のため、マスクを着用してください。
- 2 試験会場は喚気のため、適宜、窓やドアを開けます。
- 3 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方は、当日の受験を控えてください。
- 4 試験実施を変更する場合等は、兵庫県ホームページ(採用試験のページ)に掲載します。

## 6 合格発表

令和3年2月中旬頃に兵庫県ホームページ（採用試験のページ「任期付職員、会計年度任用職員等採用選考」<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk28/jinji-2.html>）に合格者の受験番号を掲載します。

※合格者には文書で通知しますが、不合格者への通知は行いませんのでご留意下さい。

## 7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

概ね16週間程度

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。

## 8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職2級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	169,460円（給料月額154,900円、地域手当14,560円[9.4%]※1）～ ※2
大学卒	206,437円（給料月額188,700円、地域手当17,737円[9.4%]※1）～ ※2
上 限	270,874円（給料月額247,600円、地域手当23,274円※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

（支給割合は給料月額の9.4%～4.4%（例：神戸市内は9.4%））

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※ 給与改定によって手当額等が変わることがあります

(3) 勤務時間

週38時間45分（7時間45分×週5日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大20日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます。）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) そ の 他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

## 9 その他

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。